

介護保険事業者の指定更新について

【更新制度の概要】

事業者の指定基準の遵守状況を定期的に確認するため、介護保険事業者の指定の更新制度が導入され「6年間の有効期間」が設けられています。

指定が更新されたときは、指定更新年月日から起算して原則6年間が有効期間となります。

この有効期間を更新するには事前に「更新申請」を行う必要があります。

- ・ 更新申請を行わなかった場合（又は休止中の事業所）は、有効期間満了日の経過をもって**指定が失効**します。（介護保険給付が受けられなくなります）
- ・ 人員や設備等の基準を満たしていない場合（←指導対象）は、指定の更新はできません。

【更新申請の方法】

下記の手順に従って更新申請書類を提出してください。

①指定更新のお知らせ・意向確認について

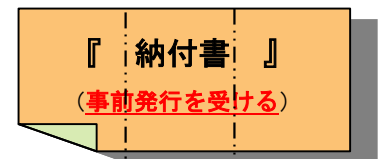
- ・ 指定（許可）「有効期間満了日」の約3か月前になりましたら、市から事業所あてにメール等により「指定更新等のお知らせ」を行います。
- ・ 所定の回答期限までに、添付されている『指定（許可）更新申請に係る意向確認票』をご記入のうえ、指定（許可）更新の意思表示を行ってください。

②納付書の交付を受ける

更新申請にあたっては、新潟市介護保険法関係手数料条例に基づき、更新手数料が必要です。この手数料は『納付書』による納付となります。

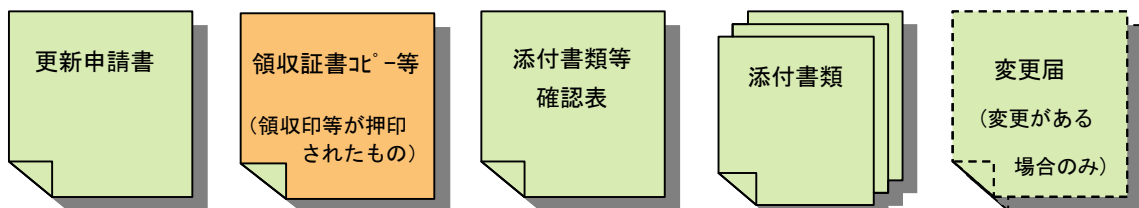
- ・ 意向確認票による指定更新の意向が確認できた場合に、市より納付書を発行いたします。

（万一、更新等のお知らせがない場合・納付書が送付されない場合は、早急にご連絡ください。）



③更新申請書類の作成

『記載例等』をご参照のうえ、所定の様式等で作成してください。



※提出書類の体裁

原則としてA4用紙で作成し、できるだけ“ホチキス止めしない”で提出してください。（図面等はA3用紙としA4に折り込む）

④更新申請書類の提出

所定の提出期間内に、郵送、持参、メールにより新潟市役所介護保険課へ提出してください。（提出期間：指定（許可）の更新を受けようとする月の2か月前の月の末日まで）

【休止中事業所の取扱い】

- ・ 休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。
- ・ 休止中の事業所は、所定の提出期限までに事業を再開した上で、更新申請を行うか、事業所を廃止する必要があります。

【 更新申請書類一覧 】

◎:既に市長に提出している書類からの変更の有無に関わらず、必ず添付が必要な書類

○:既に市長に提出している書類から変更がある場合のみ、添付が必要な書類

更新申請書類		サービスの種類												
		訪問介護看護 定期巡回・随時対応型	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	応型通所介護 (介護予防)認知症対	多機能型居宅介護 (介護予防)小規模	対応型共同生活介護 (介護予防)認知症	入居者生活介護 地域密着型特定施設	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	居宅介護 看護小規模多機能型	居宅介護支援	介護予防支援		
更新申請書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
領収証書等の写し(更新手数料納付に係る)		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		8,700円												
添付書類等確認表(別紙13・17~25)		別紙 17	別紙 18	別紙 19	別紙 20	別紙 21	別紙 22	別紙 23	別紙 24	別紙 25	別紙 13	別紙 13	◎ ※5	
添付書類	必ず提出	(1) 利用者(入所者)数算出書					◎	◎	◎	◎	◎			
		(2) 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ※5
		(3) 従業員の資格を証する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ※5
		(4) 嘱託医との契約書等の写し								◎				
		(5) 別に通知する介護給付費算定に係る体制等届出書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(6) 誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(7) 運営推進会議の構成員	◎ ※3		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	変更がある場合のみ提出	(8) (外部サービス利用型の場合)受託事業者一覧表及び当該委託契約書の写し (外部サービス利用型以外の場合)当該事業を他の事業者へ委託する場合は、当該委託契約書の写し								○				
		(9) 利用者(入所者)からの苦情を処理するために講ずる措置の概要を記載した書類 ※4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※5
		(10) 関係市町村並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携の内容											○	○ ※5
		(11) 事業所(施設)の建物の登記事項証明書、賃借契約書の写しその他の使用権原を証する書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※5
		(12) 事業所(施設)の敷地の登記事項証明書、賃借契約書の写しその他の使用権原を証する書類			○	○	○	○	○	○	○	○		

※1:ユニット型の場合はユニットケア・夜勤加算用の勤務形態一覧表も併せて添付が必要。

※2:開設者研修の修了証についても提出すること。

※3:介護・医療連携推進会議の構成員を提出すること。

※4:住所・事業所名・連絡先・対応者氏名のみの変更については提出不要。

※5:居宅介護支援と一体的に運営しており、双方を同時に更新申請する場合は、省略可。